

令和4年度

# 遠賀町職員採用試験 募集要項

- ◆募集職種
- 一般行政事務職
  - 土木技術職

◆申込受付 令和4年6月24日(金)～8月10日(水)

第1次試験では、民間企業でも多く採用されている基礎能力を測定する試験を実施します。また、全国各地に設置した試験会場のコンピュータを使い、受験者の希望する会場・日程で、受験できるテストセンター方式で受検できるため、幅広い方がチャレンジできます。

「人の役に立ちたい」、「人との関わりの中で成長したい」、遠賀町はそんなあなたを待っています。遠賀町の未来をともに。

☆職員の町内居住の奨励について

住民と職員が一体となって協働のまちづくりを推進するため、職員の町内居住を奨励しています。

<問い合わせ・申込書提出先>

遠賀町役場 総務課人事秘書係 【庁舎1階 12番窓口】

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀5 1 3 番地

TEL (093) 293-1234 (内線261、262)

ホームページ URL <http://www.town.onga.lg.jp>

遠賀町(おんがちょう)は、九州北部に位置する人口約2万人の町です。町内を国道3号、JR鹿児島本線が東西に走り、北九州都市圏や福岡都市圏への交通利便性の良さから宅地開発が進みました。基幹産業の農業をはじめ、遠賀川駅周辺の開発によるにぎわいの創出など、ポテンシャルが高い町です。そして何より、人が温かい笑顔が自慢の町です。

現在、下記の将来像を掲げ、まちづくりを推進しています。

## まちの将来像

### 『まちがつながり ひとがつながる 未来へつなぐ遠賀町』

#### ◆まちがつながり ひとがつながる 未来へつなぐ遠賀町は

遠賀川駅周辺の開発などによってまちがつながり、それによって町内外の人々の絆やつながりがさらに深まり、そのつながりを未来へつないでいき、町が発展していく意味を込めています。

#### ○まちがつながり

「コンパクトシティ+ネットワーク」でまちをつなぐ、駅周辺の開発でまちの南北がつながることを表現しています。

#### ○ひとがつながる

町民同士の「つながり・絆」、町民と行政のつながり「協働」、町内外とのつながり「活力・交流」など幅広いつながりを広げていくことを表現しています。

#### ○未来へつなぐ

まちやひとがつながることで、輝かしい遠賀町の未来を形成していくことを表現しています。



おんがっぴー

## 遠賀町は次のような人材を求めています！

- 1 人の役に立ちたい、人との関わりの中で成長したい人
- 2 仕事を通じて、成りたい自分を探していける人(キャリア意識のある人)
- 3 社会人として基礎的な力のある人
  - ① 一歩前に踏み出し、失敗しても粘り強く取り組むことのできる人
  - ② 疑問を持ち、考え抜くことのできる人
  - ③ 目標に向かって、多様な人たちと協力できる人

## 1. 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用 人数	受験資格	職務内容
一般行政事務職	3人 程度	平成6年4月2日から 平成17年4月1日までに生まれた人	一般行政事務 に関する業務
土木技術職	1人	平成4年4月2日から 平成17年4月1日までに生まれた人	道路、河川 に関する業務

※次のいずれかに該当する人は受験できません。(地方公務員法第16条)

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 遠賀町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 2. 試験日・試験会場・試験科目

(1) 試験日・試験会場・試験科目(内容)

区分	試験日・試験会場	試験科目(内容)
第1次 試験	9/1(木)～9/22(木) テストセンター	・基礎能力検査 言語、数理、論理、常識など(高校卒業程度)
		・適性検査 意欲、態度、性格特徴など
第2次 試験	10月11日(火) 遠賀町中央公民館 (予定) 【第1次試験合格者に文書 で通知します。】	・集団面接 人柄、知識、意欲など
		・論述試験 与えられた状況設定の課題に対する現状把握力や 課題解決力など
第3次 試験	11月上旬 遠賀町役場(予定) 【第2次試験合格者に文書 で通知します。】	・個人面接試験 人柄、知識、意欲など

※「テストセンター」とは、

全国各地に設置した試験会場のコンピュータを使い、受験者の希望する会場・日程で、受験できるテストの実施方式です。

※土木技術職については、3次試験の受験時に、成績証明書を提出してください。

## (2) 第1次試験受験までの流れ

項目	日程	遠賀町・テストセンター		受験者
1. 申込	6/24 (金) ～8/10 (水)		←	○受験申込書等の提出 持参または郵送。
2. 受験案内メール受信	8/24 (水)	テストセンターシステム	→	○受験案内メール受信 受験に必要なURLなどが記載されたメールを受け取り、テストセンターの受験用ID/パスワードを取得する。
3. 予約	8/24 (水) ～9/21 (水)	テストセンターシステム	←	○テストセンター予約 受験用ID/パスワードを使って、専用サイトで受験日時・会場を予約。
4. 受験	9/1 (木) ～9/22 (木)	テストセンター会場	←	○予約した日時・場所にて受験 ※本人確認のため、顔写真付身分証明書(有効期限内)が必要。(受験票の持参は必要なし。)

## (3) テストセンター受験に関する注意事項

①メールやセキュリティソフトなどの設定でフィルタリング設定をしている場合は、下記の2つのドメインからのメールが受信できるように設定してください。

※ドメインとは 例 ○○○@town.onga.lg.jp (下線部分がドメインです)

ドメイン1	cbt-s.com
ドメイン2	town.onga.lg.jp

②8月24日(配信予定日)に、「受験申込書」に記載されたメールアドレスに、受験案内メールが送られてきますので、受験用ID/パスワードを取得の上、申込期間内に受験日時と会場を予約してください。予約が完了したら、「予約完了メール」が送信されます。

※「受験案内メールが8月24日(水)17時までに届かない場合」または「予約完了メールが届かない場合」は、人事秘書係(本要項の1ページ参照)に連絡してください。

## (4) 遠賀町近隣の主なテストセンター

○合同会社アクティブスマイル(八幡西テストセンター)

所在地 北九州市八幡西区千代ヶ崎3-6-24 ハビタット iseigaoka 2F

○株式会社ダイナリィビジネス学院(小倉旦過テストセンター)

所在地 北九州市小倉北区中島1-17-13 ダイナリィコアビル2F

○その他の会場 福岡県内各所(福岡市など)

※会場は全国47都道府県に200ヶ所以上用意されています。

受験者が都合の良い会場および日時を選択することができます。

詳細は受験申込後に案内するテストセンター予約専用サイトをご確認ください。

### 3. 受験手続

申込書の交付	
交付期間	令和4年6月24日（金）～ 8月10日（水）
窓 口	遠賀町役場 総務課人事秘書係で配布します。 ※8時30分から17時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）
ホーム ページ	遠賀町ホームページからダウンロードできます。 ※申込書、受験票、エントリーシートは、A4サイズの普通紙に印刷してください。 ※エントリーシートは、両面印刷してください。
郵便での 請求	封筒の表面に『採用試験申込書請求』と朱書きし、 <u>必ず返信用封筒（角形2号封筒・A4判サイズに、あなたの住所・氏名を明記し140円分の切手を貼付）を同封してください。</u> 宛先：遠賀町役場総務課人事秘書係（本要項の1ページ参照）
申込受付	
受付期間	令和4年6月24日（金）～ 8月10日（水） 8時30分から17時15分まで（土・日曜日、祝日を除く） 郵送の場合は、8月10日（水）17時15分必着
受付場所	遠賀町役場 総務課人事秘書係（本要項の1ページ参照）
申込方法	①採用試験申込書、②受験票、③エントリーシート ※①～③の必要事項を漏れなく記入し、写真2枚（6ヶ月以内に撮影したもので、上半身・脱帽・正面向、 <u>4cm×3cm</u> 、裏面に氏名記入）を貼って、 <u>郵送または持参のいずれかにより提出してください。</u> ※①に記載するメールアドレスは、正確に文字が認識できるよう注意してください。  (例) 数字の「0 <sup>ビ</sup> 」とローマ字の「O <sup>オ</sup> 」、ハイフンアンダーバーかなど。
	④受験者情報登録シート 町のホームページからダウンロードし、必要事項を入力の上、電子メールに添付して <u>右記メールアドレスへ送信してください。送信先：soumu@town.onga.lg.jp</u> ※申込書類（①～③）の提出時に合わせて送信してください。
受験票	申込書類を持参された場合、受験票はその場で交付します。 郵便による申込者には返信用封筒で郵送しますが、 <u>8月17日（水）までに受験票が届かない場合は、直ちに遠賀町役場総務課人事秘書係へご連絡ください。</u>
注意事項	* 郵送で申し込みする場合は、 <u>封筒の表面に『採用試験申込』と朱書きの上、簡易書留で送付してください。</u> なお、申込受付後に受験票を返送するため、 <u>必ず返信用封筒（定形封筒[長形3号]に、申込者の住所・氏名を明記し404円分の切手を貼付）を同封してください。</u> * <u>提出された書類は、返却しませんのであらかじめご了承ください。</u> * 記載事項に虚偽の記載があることが判明した場合は、合格または採用を取り消します。 * 申込書類に記載された情報は、採用試験以外の目的で使用することはありません。 * 申込書類に不備がある場合は受付できません。受付期間内に書類の不備等が解消しない場合も受付できません。 <u>余裕をもって、早めに申込み手続を行ってください。</u>

## 4. 合格者の発表

区 分	発表時期〔予定〕	方法等
第1次試験	9月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>合格者の受験番号を遠賀町役場庁舎玄関前掲示板に告示するとともに、遠賀町ホームページに掲載。</li> <li>合格者には文書にて通知。</li> </ul>
第2次試験	10月中旬	
第3次試験	11月中旬	

## 5. 採用及び給与等

### ①採用 令和5年4月1日〔予定〕

※採用にあたって、その職務及び責任については地方公務員法の適用を受けます。なお、採用後6ヶ月間は地方公務員法第22条の規定により条件付採用となります。

### ②給与・勤務条件等（令和4年4月1日現在）

給 料	初任給 大学卒 182,200 円、短大卒 165,900 円、高校卒 154,900 円 ※採用前の職歴等により調整を行います。 （※例 大学卒、公務職場勤務前歴6年間、28歳の場合 216,300 円）
諸手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤手当（通勤距離2km以上） 交通機関利用 上限 55,000 円、自動車等利用 上限 13,650 円</li> <li>扶養手当 子 10,000 円（16～22歳の子は5,000円加算）、配偶者・父母等 6,500 円</li> <li>住居手当：借家 上限 28,000 円</li> <li>時間外勤務手当、退職手当 等</li> </ul>
賞 与	期末・勤勉手当（令和3年度実績：4.45ヶ月相当分）
昇 給	年1回
勤務時間	8時30分～17時15分（休憩1時間） ※配属先により異なることがあります。
休 日	土・日曜日、祝日、年末年始
休 暇	年次有給休暇（20日）、特別休暇（夏季、出産、育児、子の看護、慶弔等） 病気休暇 等
福利厚生	福岡県市町村職員共済組合に加入しています。 福岡県市町村職員共済組合ホームページ <a href="http://www.fukuoka-kyosai.jp/index.html">http://www.fukuoka-kyosai.jp/index.html</a> 地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員（職員）及び家族の生活の安定と福祉の向上に寄与すると共に、職務の能率的運営に資することを目的としています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>短期給付事業：組合員（職員）とその家族の病気・けが・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行います。</li> <li>長期給付事業：組合員（職員）の退職・障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行います。</li> <li>福祉事業：組合員（職員）とその家族の健康教育、健康相談、健康審査などの健康の保持増進事業、組合員（職員）に対する資金の貸付け、保健施設の運営などを行います。</li> </ul>

### ③ 研修

遠賀町人材育成基本方針に基づき、職員の人材育成と能力開発に積極的に取り組み、それぞれの職員の職位・業務に必要な知識や技術を身に付けるための研修や自分自身のキャリアアップのための様々な研修など、成長できる環境を整えています。

初任者研修では、スムーズな職場生活のスタートを促すことを目的に、職員としての基礎知識や接遇をはじめ、役場全体の業務の概要などについて実施しています。

また、新規採用職員の不安や悩みを軽減し、1日でも早く職場環境に馴染み、自信を持って能力を発揮してもらうため、令和元年度からメンター（相談役）制度を導入しました。個々の新規採用職員の担当メンターを決め、メンター同士の交流会や新規採用職員同士の交流会を定期的で開催し、より良い職場環境の実現を行っています。

## 6. 日本国籍を有しない受験者のみなさまへ

遠賀町職員採用試験における受験資格については、日本国籍を有しない人も受験することができます。採用後は、公務員に関する基本原則に基づいて任用されることとなりますので、遠賀町職員採用試験を受験するにあたっては、次の事項にご注意ください。

### ① 日本国籍を有しない人が就く職について

公務員の任用は、公務員に関する基本原則『日本国籍を有しない人は、公権力の行使（町税の賦課徴収、住民の権利義務等を一方的に決定すること）又は公の意思の形成への参画（行政施策の企画立案、予算の編成など施策的判断を伴う事務について決定権限を有すること）に携わる職に就くことはできない』という原則に基づいて行われます。したがって、上記の基本原則に該当しない職に就くことになります。

### ② 従事する職及び管理職への昇任等について

遠賀町では、上記の「公務員に関する基本原則」である公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職について、次のとおり定めています。

- 1) 公権力の行使に携わる職 徴税吏員
- 2) 公の意思の形成への参画に携わる職
  - ア 庁議（重要施策決定機関）を所管する管理職及び常時これに参画する管理職
  - イ 政策の総合企画及び調整を所管する管理職
  - ウ 町財政を所管する管理職
  - エ 各機関の人事を所管する管理職

したがって、採用後は上記以外の職に従事することになります。

### ③ 永住権について

日本国籍を有しない人で、採用時点において法令により永住が認められていない人（在留の資格が「(\*1)永住者」又は「(\*2)特別永住者」以外の人）は採用されません。

(\*1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による永住者

(\*2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者